	ﾀｷｻﾜ ﾕｳｺ
氏　　　　名	**滝沢　裕子**
本籍（国籍）	青森県
学 位 の 種 類	博士（農学）
学 位 記 番 号	連研 791 号
学位授与年月日	令和３年３月２３日
学位授与の要件	学位規則第５条第１項該当課程博士
研究科及び専攻	連合農学研究科　地域環境創生学
学位論文題目	**ドイツにおける林業労働力問題の新局面に関する研究（Study on a New Phase of Forestry Labor Issues in Germany）**
学位審査委員	主査　岩手大学准教授　山本　信次 副査　伊藤　幸男(岩手　准教授),林　雅秀(山形　准教授),泉谷　眞実(弘前　教授)

論　文　の　内　容　の　要　旨

本研究の課題は、ドイツにおける林業労働力問題の新たな局面を明らかにすることである。そのために、ドイツにおける国内の林業労働力の教育制度と位置づけと実態を明らかにすることを１つ目の目的とした。そして、林業事業体の作業種認定制度と林業労働者のチェーンソーの技能認定制度の実態を明らかにすることを２つ目の目的とした。最後に、林業事業体の国際化した労働力市場に対する実態を明らかにすることを３つ目の目的とした。第２章以降はドイツのバーデン・ヴュルテンベルク州とした。

課題へのアプローチとして、第１章で、日本におけるドイツ林業研究の整理から、本稿の課題の位置づけを明らかにした。そのために、まず、日本においてこれまでどのようなドイツ林業研究が行われてきたのかを、テーマごとに整理した。森林管理の思想研究、制度の位置づけと転換の研究、森林管理者である森林官（フォレスター）の研究、森林管理の現場を担う林業労働力の研究である。

第２章では、林業労働力の変遷を整理し、現代における林業労働力問題の位置づけを明らかにした。

第３章では、行政改革前後の整理から森林管理制度の転換そのものを把握した。

第４章では、国内の教育制度を整理し、国内の林業労働力の確保に対する影響を明らかにした。

第５章では、行政改革に対応して活用された制度を整理し、新しい森林管理における影響と国外の林業労働力確保における役割を明らかにした。具体的には、国外の林業労働力確保に関わる制度であり、森林認証制度の本格的な取得に関連して設立された、作業種認定制度と技能認定制度である。

第６章では、第５章で明らかにした技能認定制度と林業事業体の関係性を外国人労働力の確保に対する実態から明らかにした。

最後に、終章にて改めて結果のまとめと考察を行い、林業労働力問題の新局面を浮き彫りにした。

結果、ドイツの林業労働力問題の新しい局面は２点の要因に規定されていた。

１点目は、森林管理の合理化である。これは、施業の外部化を進行させた。まず、風害を契機として、特にチェーンソーによる伐倒を担う労働力が不足した。不足分を補うために、1990年代以降に外国人林業労働者の参入が増加・定着した。その結果、ドイツの林業労働力市場が EU 圏へと拡大し、国際化を果たした。国際化には、特に旧東欧諸国の存在が大きい。そして、2000年代に行政改革があった。合理化を目的とした行政改革は、州有林の直庸労働者を削減し、構造的な施業の外部化を決定づけた。その外部化された施業の多くを担うのは、外国人労働者であった。国内の職業教育制度で確保される労働者の数は限りがあり、合理化と外部化を担う主力な労働者とはなり得なかった。職業教育制度は、1970年代の労働力問題であった永続労働者の確保や森林管理の現場の担い手の育成に対応する制度であったため、1990年代から2000年代以降の新しい状況に対応するものではなかった。国内の職業教育制度は、公的機関による計画的な労働力供給いわば非市場経済による国内の労働力調達を担っていたが、限界を迎えていたのである。今やドイツ林業は、労働力不足を解消するために、市場経済による国外の労働力調達を余儀なくされていた。つまり、ドイツ林業は国際化した労働力市場を含めた構造で成立しているといえる。

２点目は、持続可能な森林管理の実現である。ドイツ林業は、単なる保続思想ではなく、新たな概念に基づく森林管理へ舵をきった。それは森林法の改正だけでなく、州有林が森林認証の取得を完了したことに現れている。林業事業体と外国人労働者の増加といった新たな状況を迎えても、森林認証に基づくことによって、森林管理は問題がないことを保証していたように見えた。しかし、その保証というのは、林業事業体が事業体認定と技能認定の取得に責任を持つことによって担保されているにすぎなかった。林業事業体が問題なく諸認定制度に対応できていればよいが、技能認定の取得というのは主に外国人労働者が取得するものであり、それを支援する事業体の経済的負担が大きいわりには外国人労働者が定着しないリスクが存在する。その結果、林業事業体は労働力不足の解消には至らず、しかも経営の不利益のみを抱えてしまう状況が発生しやすい。

よって、行政改革と森林認証の取得、つまり合理化の実現と持続可能な森林管理の実現という矛盾した目的を両立しようとすると、林業労働力供給の構造は変化し、そこで生じたねじれを林業事業体が被る構造となっていた。そのことが、林業労働力問題の新しい局面であった。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

これまでのドイツ林業研究の大半は、森林管理の制度研究が大半を占め、施業を担う林業事業体や林業労働力の実態を捉えた研究はほとんど行われてこなかった。しかし、バーデン・ヴュルテンベルク州（BW州）において2005年に実施された行政改革以降、州有林施業のうち主に伐出は外部化され、それらを請け負う林業事業体が急増しており、その実態解明は重要な研究課題となっている。本論文は、行政改革によってもたらされたドイツ林業労働力問題の新たな局面を明らかにすることを目的としている。具体的にはBW州を対象として次の３つの視点から分析が行われた。

第一は、ドイツ職業教育制度に基づく林業労働力の育成制度の分析である。1970年に制度化された職業教育は400職種にわたるもので、州の職業学校による集合研修と見習生が雇用

契約を結ぶ民間企業における OJT（実地研修）とによる「デュアルシステム」が採用されている。林業における最大の特徴は、州有林管理の担う州企業 ForestBW が見習生の過半を受け入れていることであり、林業労働力の育成には州が大きな役割を担っている。また、育成される「林業作業士」とは、森林管理における施業の意味を理解している人材であり、単に技能を修得した労働者にとどまらないことを明らかにした。

第二の分析は、森林認証が義務づけた 2 つの認定制度の実態と影響の解明である。「作業種認定」は施業の質を担保し証明する制度で、手続きや費用面でも取得しやすく、ほとんどの事業体が取得済みであり問題とはなっていなかった。一方で、ECC（欧州チェーンソー技能認定）はチェーンソー労働に従事する外国人に取得が求められ、風害木の処理等に対応可能な ECC4 までの取得には最低でも 1 年間、約 4,000 ユーロを要するなど、その取得は容易ではないことが明らかとなった。

第三は、林業事業体における外国人労働者の実態の分析である。外国人労働者は、職業紹介業者の斡旋を通じて就業することが多く、その多くは EU 内の東欧諸国出身者である。伐倒を主とする林業事業体においては就業者の過半が外国人となっており、雇用形態は数ヶ月就労し数週間里帰りするという出稼ぎ型が一般的であった。慢性的な労働力不足から、林業事業体は外国人労働者の技能レベルを選別することが難しく、ECC の取得が必要な場合その費用を林業事業体が負担する場合が多い。しかし突然離職してしまうなどのリスクも高く、必ずしも安定的な労働力となっていないことが明らかになった。

本論文は、未解明だったドイツの林業事業体や林業労働力の実像を捉えたことに加え、今日のドイツの林業労働力市場は周辺国に拡大していること、さらには、ドイツ林業は不安定な林業労働力への依存を強めていることを指摘するなど、ドイツ林業研究の発展に大きく貢献する成果をあげている。

以上から、本審査委員会は、「岩手大学大学院連合農学研究科博士学位論文審査基準」に則り審査した結果、本論文を博士（農学）の学位論文として十分価値のあるものと認めた。

学位論文の基礎となる学術論文

滝沢裕子・伊藤幸男・山本信次（2020）ドイツにおける林業労働力の教育制度の実態―BW 州におけるデュアルシステムを例に―.日本森林学会誌 102（5）: 281-287